



令和 8 年 2 月 吉日

お客さま各位

蒲郡信用金庫

「法人インターネットバンキング利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客さまに安心して法人インターネットバンキングサービスをご利用いただける環境を確保するため、預金等が不正に払い出しされた場合の補償規定を制定しております。

本利用規定につきまして、近年増加するインターネットバンキングサービスを不正利用する詐欺被害への補償要件について明確化し、令和 8 年 4 月 1 日付で改定することとしましたのでお知らせします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

なお、規定の全文につきましては、当金庫ホームページ「規定集」からご確認ください。

改定前	改定後
<p>12. (パスワードの盗取等による不正な資金移動等)</p> <p>(1) 補償の要件</p> <p><u>利用者番号、利用者 I D、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書</u>の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p style="text-align: center;"><u><<中略>></u></p> <p>② 当金庫の調査に対し、ご契約先から<u>十分な説明をいただいていること</u></p>	<p>12. (番号等の盗取等による不正な資金移動等)</p> <p>(1) 補償の要件</p> <p><u>ご契約先の番号等</u>の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p style="text-align: center;"><u><「番号等」については、第 2 条（本人確認）に記載></u></p> <p style="text-align: center;"><u><<中略>></u></p> <p>②当金庫の調査に対し、ご契約先から<u>事実に基づく正確な情報を十分にご説明いただき、第三者による不正利用を裏付ける資料を提示していただいていること</u></p>

(2) 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を、当金庫は補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失がある等の場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしません。

(3) 適用の制限

前各項の定めは、第1項にかかる当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

I. 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合

II. 当該資金移動等が、ご契約先の役員、

(2) 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を、当金庫所定の金額を限度として補償するものとします。

< (4) ①②の説明と重複するため抹消 >

(3) 適用の制限

前各項の定めは、第1項にかかる当金庫への通知が、ご契約先の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

① 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

I. 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合

B. 当該資金移動等が、ご契約先の役員、

<p>従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合</p> <p><u>Ⅲ. ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</u></p> <p><u>Ⅳ. ご契約先に重大な過失があった場合</u></p> <p><u>Ⅴ. 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合</u></p> <p><u><追加></u></p> <p><u>② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合</u></p> <p><u><追加></u></p>	<p>従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合</p> <p><u>C. ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</u></p> <p><u>D. 端末が盗難に遭った場合において、電子証明書を除く番号等を端末に保存していた場合</u></p> <p><u>E. ログインした状態で操作端末から離れたことに起因して損害が発生した場合</u></p> <p><u>F. 第三者からの指示または脅迫に起因して損害が発生した場合</u></p> <p><u>G. ご契約先がご利用の端末に対し、第三者にアクセスを許可したことに起因して損害が発生した場合</u></p> <p><u>H. 番号等やご利用の端末を第三者に提供または貸与した場合</u></p> <p><u>I. その他、上記と同程度の重大な過失が認められた場合</u></p> <p><u>Ⅱ. 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合</u></p> <p><u>②第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。</u></p> <p><u>I. セキュリティ対策ソフト（当金庫が提供するものを含む）を導入していない場合、またはセキュリティ対策ソフトを最新の状態に更新して利用していない場合</u></p> <p><u>Ⅱ. 本サービスを当金庫が推奨する環境以外で利用した場合</u></p> <p><u>Ⅲ. 番号等をメモ等にも書き写し、第三者が容易に閲覧できる状態で携行・保管していた場合</u></p> <p><u>Ⅳ. 各種暗証番号等を定期的に変更していない場合</u></p>
---	--

	<p><u>V. 当金庫が本サービスを不正利用する犯罪の手口について注意喚起しているにもかかわらず、同様の手口により不正な資金移動等が行われた場合</u></p> <p><u>VI. 不特定多数が利用可能な通信環境（フリーWiFi等）を介して本サービスをご利用になった場合</u></p> <p><u>VII. その他、上記と同程度の過失が認められた場合</u></p>
--	---

以上